

姿勢は少なかった。産業医活動をより積極的に行う必要があると考える健診機関が 81.1%と多くを占めた。そして、産業医活動をより積極的に行うには制度や実態の改善が必要であると考える健診機関が 88.6%と多くを占めた。

制度や実態の改善として必要な事項は、「健診機関の医師不足の解消」が 36.8%と最も多く、次いで「事業者の理解不足の解消」が 21.9%、「産業医活動のための助成金の創設」が 17.4%などであり、「その他」の意見は少数であるが、産業医不足解消のほか、個人契約のほか機関契約を可能とする制度改正、中小規模事業場に沿った制度、などがある。

以上のことから、健診機関における産業医活動を積極的に展開する必要があり、そのための中小企業等の事業者の理解の促進、助成金の創設等の制度改善の検討が必要であると考えられる。助成金の創設については、小規模事業場との接点がある健診機関、地域産業保健センター、医師会等の活用を考慮して制度設計した助成金の創設が望まれる。

IV 産業保健職と産業保健活動

1 資格者数（アンケート調査VI－1）

保健師、看護師、管理栄養士等、医師以外の産業保健活動従事者（以下「産業保健職」という。）の人数を常勤と非常勤に区分して把握した。

保健師（常勤）の人数は、「1～3人」の範囲が 51.4%と半数を占めており、平均で 4.9 人である。非常勤の配置も「1～2人」の範囲が 74.2%と多くを占めており、平均は 2 人である。

看護師（常勤）の人数は、「1～2人」の範囲が 36.3%を占めており、平均

は9.4人である。

管理栄養士（常勤）の人数は、およそ半数の48.1%の健診機関が「1人」であり、平均は2人である。

日本産業衛生学会産業看護師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー、健康運動指導士等が配置されている健診機関は少なかつた。

これらの人數は、保健指導等のニーズに見合う形で配置されていると考えられ、事業場における保健指導等の理解と促進が図されることにより増加すると考えられる。

2 産業保健職の活動内容（アンケート調査VI-2）

産業保健職の活動内容については、「高齢者医療確保法・特定保健指導」を挙げた健診機関が15.1%、「労働安全衛生法66条7に基づく保健指導」が14.1%、「生活習慣病健診結果に基づく保健指導」が12.1%、「栄養指導」が11.9%、「労災二次健診に基づく保健指導」が8.1%、「健診結果から入手した健康情報の報告、課題解決提案等」が7.8%、「健康教育の企画・提案」が7.6%などとなっている。

いずれも取り組んでいる健診機関の割合が低く、現状のスタッフ数やニーズに見合う取組みであると考えられる。

保健指導への取組みを促進するため、前記IIの2に記した考え方により、マニュアルの策定等を検討すべきである。

3 産業保健職の活動の効果（アンケート調査VI-3）

産業保健職による事業場の労働衛生水準の向上への寄与については、「大い

に寄与している」が 17.7%、「少し寄与している」が 57.3%であり、寄与しているとの認識が比較的高い。

産業保健職の活動により保健指導の実施が促進されているかについては、「促進されている」が 59.8%であるのに対し、「促進されていない」が 40.2%であり、保健指導の実施の促進に寄与しているという認識は必ずしも多くない。

産業保健職が事業場の労働衛生水準の向上に寄与している場合の具体的内容は、「個々の労働者の健康意識の向上、健康行動の実施の促進」が 64.8%と多く、「職業病、過労死、精神障害等が発生しない、発生率が低い」が 12.6%である。

産業保健職の活動が労働衛生水準の向上に寄与していない事業場における原因については、「労働者の理解がなく生活習慣の改善が進まない」が 23.7%、「事業者の理解がなく働き方や職場環境が改善されない」が 20.1%、「事業者が産業保健職を十分活用しようとしてない」が 18.1%、「産業保健職の位置づけが不明確」が 17.7%などである。

これらの状況から、産業保健職の活動は効果があるものの、労使の理解や職場環境の改善など全体的な労働衛生水準の底上げが必要であると思われる。特に、労働者の理解を促進する必要が認められることから、労働者向けの分かりやすい啓発活動が必要である。

4 産業保健職の活動の改善（アンケート調査IV－4）

産業保健職の活動をより積極的に行う必要があると考える健診機関は 92.8%と大多数を占めた。また、産業保健職の活動をより積極的に行うには

制度や実態の改善が必要であると考える健診機関も 94.0%と大多数を占めた。

産業保健職に係る制度や実態の改善に必要な内容は、「産業保健職の位置づけの明確化」が 26.5%、「事業主の理解不足の解消のための行政・関係団体の指導・啓発活動の強化」が 24.4%、「健診機関におけるスタッフ不足の解消」が 20.1%、「産業保健職の能力向上のための教育・研修のシステム化」が 14.5%などであった。

これらの状況から、事業者の理解不足の解消のための行政・関係団体の指導・啓発活動の強化や産業保健職の能力向上のための教育・研修のシステム化をはじめとする改善策の検討を行う必要がある。

V 行政への提言

上記の結果から、行政に対し次の提言を行う。

これらを実施するため、行政指導通達の発出等を検討していただく必要がある。

1 周知活動の一層の推進

健康確保対策に関する法令、行政指導、各種制度が円滑に実施されるためには、事業場、とりわけ中小・零細規模事業場に対する周知徹底が必要である。とりわけ一般健康診断の事後措置としての保健指導に関する啓発活動、労災保険二次健康診断等給付制度の周知活動が重要である。

2 保健指導の実施の促進

労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導の実施の促進のため、次の事項を行政指導通達又はマニュアル等に盛り込む必要がある。

なお、マニュアル等の作成については、関係団体にこれを行わせる方法もある。

- (1) 保健指導の対象とすべき労働者の選定基準（明確な基準が示されることが望ましいが、少なくとも考え方を示す必要がある。）
- (2) 保健指導の標準的な実施方法、内容等
- (3) 労働安全衛生法の改正も視野に入れたメンタルヘルスに関する保健指導実施の要領
- (4) 保健指導結果に基づく事業場・職場単位の分析とフィードバック、産業医活動への反映
- (5) 保健指導の実施に際して必要な「一般健康診断結果（過去情報を含む。）」、「事後措置の履歴（保健指導の履歴とその内容を含む。）」、「就業制限に関する情報」、「過去の労働時間・過重労働等の情報」などの情報の提供のためのルール
- (6) 健康診断の実施後、保健指導を実施すべき時期の目安
- (7) プライバシーの保護の観点から保健指導を実施する場所の必要な要件
- (8) 保健指導のフォローアップの実施に関する目安、手法等
- (9) 個人情報の保護に関する留意事項その他必要な事項

3 労災保険二次健康診断等給付制度の活用の促進

労災保険二次健康診断等給付制度の周知徹底が重要であるほか、現行の対象者選定基準の拡大について検討する余地がある。

4 産業医、産業保健職の活動

健診機関の医師による産業医活動及び小規模事業場における産業医活動に

準ずる活動は、重要な一翼を担うようになっており、一層の促進のための施策の展開が望まれる。具体的には、健診機関から意見のある「助成金の創設」について検討することが望まれる。

産業保健職については、能力向上のための研修制度の確立、衛生管理者とは異なる専門職としての位置付け等の要望あることを検討課題として取り組むことが望まれる。

別添

保健指導の実態等に関するアンケート調査票

I 回答者等

健診機関の名称		
所在都道府県	(都・道・府・県)	
電話番号	— —	
記入者	貴健診機関のご都合により、適宜分担してご回答ください。 実際にご記入いただいた方の氏名をご次に回答ください。	
	区分	氏名
	医師	
	保健師等	

II 健康診断実施状況

1 一般健康診断の実施状況

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の実施状況について伺います。平成24年度実績を記載してください。

受診者数と有所見者数		事業場数
受診者数	人	
うち有所見者数	人	

2 健康診断結果の通知

事業場に対する健康診断実施結果通知の内容について伺います。ア～ウのうち該当するものに○をつけてください。

文書の種類	回答の選択肢		
1 受診者ごとの健診結果の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
2 受診者全体の健診結果一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
3 部署ごとの健診結果一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
4 男女別、年代別等の分析結果の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない

5 要治療者一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
6 要再検者・要精密検査者一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
7 就業措置への意見聴取が必要な方のリスト（いわゆる有所見者+ α ）の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
8 労災二次健康診断対象者一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
9 保健指導対象者一覧表の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
10 労働基準監督署提出用健診結果報告書の提供	ア している	イ 一部している	ウ していない
11 その他の通知文書（具体的に記述してください）			

3 特定健康診査のデータ提供状況

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の実施結果について、保険者（健保組合、協会けんぽ等）へのデータを提供していますか。いずれかに○をつけください。

ア 提供している
イ 提供していない

III 保健指導実施状況

1 保健指導の実施率

厚生労働省平成 22 年度安全衛生基本調査によると、健診実施後の措置内容として「保健指導の実施」と回答した事業場は 38.2% でした。貴健診機関において事業場健診実施後に保健指導（労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導）の実施状況はどうですか。右欄の該当するものに○をつけ、あるいは数値を記入してください。

1 実施の有無	ア 実施している
	イ ほとんど（全く）実施していない
2 実施率を把握している場合	%
3 実施率を把握していない場合	ア おおむね (割程度)
	イ わからない

2 保健指導の進展状況

高齢者医療確保法に基づく特定健診・特定保健指導制度が導入され、事業場における保健指導（労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導）は進ん

だと考えますか。該当するものに○をつけてください。

ア 特定健診と兼ねて実施する事業場の増加により、大いに進んでいる

イ 保健指導自体はあまり進んでいない

ウ どちらともいえない

3 保健指導の実績

保健指導の実施状況についてお伺います。平成 24 年度実績を記述してください。

保健指導の種類	保健指導実施人数	事業場数
1 労働安全衛生法 66 条の 7 に基づく保健指導	人	
2 高齢者医療確保法・特定保健指導	人	
3 生活習慣病健診・保健指導	人	
4 その他の制度に基づく保健指導	人	
全 体	人	

(注) 1 には、労働安全衛生法第 66 条の健康診断の結果に基づく事後措置の一環として同法第 66 条の 7 に基づく保健指導を行ったものについて記述してください。

2 には、保険者の依頼を受けて高齢者医療確保法に基づく特定保健指導として実施したものについて記述してください。

3 には、協会けんぽの実施する生活習慣病健診に基づく保健指導として実施したものについて記述してください。

4 には、その他の制度に基づく保健指導として実施したものについて記述してください。

4 保健指導の内容の差異

3 の 2 ~ 4 の保健指導については、それぞれの制度により労働安全衛生法に基づく保健指導とは指導範囲が多少異なりますが、労働者に対する保健指導を実施する場合、それぞれの目的ごとに限定的に実施していますか。それとも、2 ~ 4 の各々の制度で求めるものに加えて、労働安全衛生法 66 条の 7 の趣旨を踏まえ、拡大して実施していますか。該当するものに○をつけてください。

- ア 2 ~ 4 のそれぞれの目的に合わせて限定的に実施
- イ 2 ~ 4 の保健指導にあっても労働安全衛生法 66 条の 7 の趣旨を踏まえ、拡大して実施
- ウ 対象事業場により上記ア又はイのいずれかを実施

5 保健指導の内容

労働安全衛生法 66 条の 7 に基づく保健指導を実施する場合、特定健診（メタボ健診）、生活習慣病健診等に基づく保健指導以外の事項で保健指導が必要となる事項はどのようなものでしょうか。ア～オのうち該当するものに○をつけてください。

- ア 労働時間ほか VDT 作業や保護具着用に関する指導など仕事の仕方に関する指導

イ メンタルヘルスに関する指導
ウ 禁煙指導
エ 飲酒指導
オ その他（具体的に記述してください）

6 他制度を利用する場合の費用負担

労働安全衛生法 66 条の 7 の保健指導を行う場合、3 の「2 高齢者医療確保法・特定保健指導」、「3 生活習慣病健診・保健指導」、「4 その他の制度に基づく保健指導」と兼ねて実施する場合に、40 歳未満の対象者の費用負担はどこに求めますか。いずれかに○をつけてください。

ア 事業主に求める
イ サービスで実施する

7 保健指導の実施方法

保健指導対象者の選定基準、実施時期、実施場所などについて伺います。右欄のア以下のうち該当するものに○をし、4については人数を記入してください。

1 対象者の選定基準 の有無 (複数回答可)	ア 検査結果の数値等により基準を定めている	
	イ 高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の基準を使用している	
	ウ 事業場の希望に沿う	
	エ 他の基準がある（具体的に記述してください）	
2 保健指導実施時期	ア 健診後おおむね 1 月以内	
	イ 健診後おおむね 2 月以内	
	ウ その他（具体的に記述してください）	
3 主な保健指導実施者	ア 医師 イ 保健師 ハ その他（ ）	
4 保健指導実施体制	職種	人數
	ア 医師	人

	イ 保健師	人
	ウ 管理栄養士	人
	エ 健康運動指導士	人
	オ 臨床心理士	人
	エ その他	人

8 保健指導の実施場所

労働者に対する保健指導はどこで実施しましたか。24年度の実績の事業場数を記述してください。

1 事業場の施設	事業場
2 健診機関の施設	事業場

9 参加者の状況

事業場施設と健診機関施設では保健指導に参加する労働者の参加率は異なりましたか。該当するものに○をつけてください。

ア 事業場施設のほうが参加率はよかったです
イ 健診機関施設のほうが参加率はよかったです
ウ 事業場によってどちらともいえない

10 保健指導の事後処理

保健指導実施後の処理についてお伺いします。右欄の該当するものに○をつけてください。

1 保健指導対象者へのフォローアップ	ア あり（一部実施を含む） イ なし
2 事業場・職場単位の分析とフィードバック等	ア あり（一部実施を含む） イ なし
3 産業医活動等への反映	ア あり（一部実施を含む） イ なし
4 その他（具体的に記述してください）	

11 保健指導に関する事業場への働きかけ

保健指導への取り組み意欲についてお伺いします。該当するものに○をつけてください。

ア 事業主に働きかけ、積極的に実施するようしている。
イ 事業主の求めがあれば実施する。
ウ 産業医契約を結んでいる事業場に対してのみ実施する。
エ その他（具体的に記述してください）

12 保健指導に関するお考え

健診結果に基づく保健指導（法 66 条の 7）が円滑に実施されていると考えますか。いずれかに○をつけてください。

ア 円滑に実施されている

イ 円滑には実施されていない

13 保健指導の阻害要因

12で「円滑には実施されていない」と回答された方はその阻害要因が何であると考えますか。右欄のア以下のうち該当するものに○をつけてください。(質問ごとに2つ以内)

事業場側の要因	1 一般事業場 (労働者数50人以上)	ア 事業者の理解不足
		イ 経費を負担できない
		ウ 行政・関係団体の啓発活動が届かない
		エ 受診者の理解不足
		オ 受診者が多忙で時間が取れない
		カ その他(具体的に記述してください)
	2 小規模事業場 (労働者数50人未満)	ア 事業者の理解不足
		イ 経費を負担できない
		ウ 行政・関係団体の啓発活動が届かない
		エ 受診者の理解不足
		オ 受診者が多忙で時間が取れない
		カ その他(具体的に記述してください)
	3 健診機関側の要因	ア 医師、保健師に時間的余裕がない
		イ 保健師がいない
		ウ 実施のためのノウハウがない
		エ 健診後の事後措置と特定保健指導との連動(情報共有)を図る仕組みがない
		オ 収支が合わない
		カ 事業場のニーズが少ないと考えている
		キ 健診機関が実施する必要はないと考えている
		ク その他(具体的に記述してください)

14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度

健康診断事業(保健指導を含む)に有用な次の情報源に関し、貴健診機関におけるアクセスの利便性や活用度について1(不便)～5(便利・十分活用できる)を選択して○をつけてください。

情報源	不便 → 便利				
1 一般健康診断結果(過去情報を含む)	1	2	3	4	5
2 事後措置の履歴(保健指導の履歴とその内容を含む)	1	2	3	4	5

3 過去の労働時間・過重労働等の情報	1	2	3	4	5
4 特殊健康診断結果	1	2	3	4	5
5 過去に発行された紹介状・産業医意見書等の情報	1	2	3	4	5
6 就業制限に関する情報	1	2	3	4	5

1.5 保健指導に関する実施者の認識

1.2で「円滑には実施されていない」と回答された方はその阻害要因が何であると考えますか。右欄のア以下のうち該当するものに○をつけてください。(5、6の質問は2つ以内)

1 個人情報の観点から質問しにくい場面がありますか	ア ない
	イ ある (具体例を記載してください)
2 マニュアル等の保健指導のための環境整備の改善が必要ですか	ア 必要ない
	イ 必要である (具体例を記述してください)
3 保健指導の効果があがっているとお考えですか	ア 効果がある
	イ 効果は少ない
4 保健指導を従来より広く行うべきであるとお考えですか	ア 広く行うべきである
	イ 従来程度でよい
5 保健指導について改善すべき事項は何ですか (2つまで選択可)	ア 努力義務ではなく、義務化
	イ スタッフのレベル向上のための研修会の実施
	ウ 全国共通のマニュアル、ツール等の開発
	エ 事業者に対する指導の強化
	オ その他 (具体的に記述してください)
6 保健指導の観点から健康診断(一般定期健康診断)について改善すべき事項は何ですか。 (2つまで選択可)	ア 項目の追加 (例 :)
	イ 項目の削減 (例 :)

	ウ 判定基準の統一化
	エ 保健指導対象者選定統一基準の設定
	オ その他（具体的に記述してください）

16 国や関係団体への施策の要望

保健指導の実施促進のため、国や関係団体の施策に期待するものはありませんか。該当するものに○をつけてください。（3つまで選択してください）

ア 保健指導の実施に関する法令の強化
イ 保健指導に関する指針（事後措置指針と同様のもの）の策定
ウ 保健指導実施の事業者に対する助成
エ 保健指導に関するコンピュータシステムの開発
オ 保健指導に関するマニュアル（上記イより具体的なもの）の策定
カ 保健指導に関する医師、保健師に対する無料研修会の開催
キ 保健指導実施に関する事業者に対する国による指導の強化
ク 健康診断（保健指導等を含む。）に関するサイトの構築
ケ 上記ケ以外の方法による国・全衛連等が行う保健指導に関する広報・啓発活動の促進
コ その他（具体的に記述してください）

17 保健指導の料金

次の1と2の質問について右欄の該当するものに○をつけ、2と3の質問については金額などを記述してください。

1 料金設定はどのようにしていますか (複数回答可)	ア 保健指導実施一人当たりの料金を定めて健康診断に加算している。
	イ 顧客である事業場に赴いて実施する場合に半日単位、1日単位などで料金を定めている。
	ウ 健康診断料金の中に含まれており、別料金は設定していない。
	エ サービスとして実施しており、料金は徴収していない。
	オ 年間契約としている
	カ その他（具体的に記述してください）
2 上記の質問にア、イ、オと回答された方は、具体的な料金を教えてください。	ア 一人当たり 円
	イ 1日当たり 円
	ウ 半日当たり 円
	エ 年間契約の設定方法（具体的に金額を含めて記述してください）

3 料金についてご意見、 ご提案があればお書きく ださい	
------------------------------------	--

18 保健指導以外の健康診断事後措置

事業場に対し、保健指導以外に何らかの支援をしていますか。実施している場合、支援の内容のうち該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

ア 事業者の行う医師からの意見聴取に対応
イ 産業医契約締結による指導
ウ 職場環境改善指導
エ 健康保持・増進に関する情報の提供
オ その他の支援（具体的に記述してください）

19 健康情報の提供の形態

18でエに回答した場合、どのような形態で提供を行っていますか。該当するものに○をつけてください。

ア コンピュータシステムで分析し、望ましい生活習慣等を個別に全員に指導している
イ コンピュータシステムを用いずに分析し、望ましい生活習慣等を指導している
ウ パンフレット・リーフレットを配布している
エ その他の方法による（具体的に記述してください）

20 保健指導以外の健康診断事後措置未実施の理由

18の健康診断事後措置について支援を実施していない場合、その理由は何ですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

ア 効果が期待できない
イ 事業場・受診者のニーズがない
ウ 実施のためのノウハウがない
エ 経費がかかる
オ 手間がかかる
カ 事業場からの依頼がない

キ 契約内容に含まれない

ク 対応できるスタッフがいない

ケ その他の理由（具体的に記述してください）

IV 労災二次健康診断

1 労災二次健康診断に係る指定の有無

労災二次健康診断に係る指定（都道府県労働局長の二次健康診断等給付指定医療機関としての指定）を受けていますか。いずれかに○をつけてください。

ア 指定を受けている	→ 次の2以下のうち7を除いてご回答ください
イ 指定を受けていない	→ 次の2以下のうち3と6を除いてご回答ください

2 労災二次健康診断

一般健康診断の結果、有所見者のうち、労災二次健康診断該当者への対応はどうしていますか。該当するものに○をつけてください。

ア 該当者全員に通知をし、事業場担当者にもリストを提供している
イ 該当者に通知をしている
ウ 通知していない

3 労災二次健康診断の実績（指定を受けていない場合は回答不要です）

労災二次健康診断の実績についてお尋ねします。平成24年度実績を記述してください。

受診者数と特定保健指導	事業場数（注）
受診者数	人
うち労災二次健診後の保健指導	人

（注）規模別の欄には受診者数ではなく事業場数を記載してください。工業団地等集合して実施した場合は1と数えてください。

4 労災二次健診選定基準

一般健康診断の結果、「①肥満、②血圧、③血中脂質、④血糖値の全部に異常の所見がある」とは診断しなかった受診者で、二次健康診断等給付の対象とした方がよいと考えられたケースはありましたか。いずれかに○をつけてください。

ア あった
イ なかった

5 労災二次健診対象者の選定に係る意見

4で「ア あった」と回答した場合には、発症予防の観点からどのような